

上下水道料金の減免申請提出期限について

漏水修理完了後，上下水道料金の減免を受けるにあたり，減免を受ける月の 21 日までに速やかに減免申請書を提出していただきますようお願いいたします。

※減免後一年間は減免を受けられませんので漏水に注意してください。皆様のご理解，ご協力をよろしく申し上げます。

お問い合わせは，役場 生活環境課 水道係 84-3525 まで